

**岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議  
第3回会議 次第**

日時 令和6年7月4日(木)  
14:00～16:00  
場所 県立図書館多目的ホール

1 開 会

2 議 事

- (1) 第13期岡山県生涯学習分科会及び岡山県社会教育委員の会議 議論の整理  
(第1～2回会議の議論のまとめ) について  
【資料1】

- (2) ウェルビーイングの指標について  
【資料2】

- (3) 子どもや若者が集い学び合う場となるための公民館の取組について  
【資料】

(実践発表①)

倉敷市福田公民館  
公益財団法人 水島地域環境再生財団

館 長 今田 尚登 氏  
事務局長 藤原 園子 氏

(実践発表②)

あわくら会館

前副館長 白岩 将伍 委員

3 そ の 他

4 閉 会

## 岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員

【任期:令和5年7月10日～令和7年7月9日】

番号	氏 名	役 職 名	選出分野
1	石 原 達 也	特定非営利活動法人岡山NPOセンター代表理事	社会教育関係者 (NPO)
2	大 久 保 陽 平	クラモクホールディングス(株)代表取締役社長	学識経験者 (経済界)
3	奥 村 美 恵	(一社) やかげ小中高子ども連合事務局	社会教育関係者 (子ども支援)
4	神 田 敏 和	岡山県PTA連合会会長	社会教育関係者 (PTA)
5	木 庭 康 輔	(株) ありがとうファーム代表	社会教育関係者 (障害者支援)
6	熊 谷 慎 之 輔	岡山県公民館連合会前会長 (岡山大学学術研究院教育学域教授)	社会教育関係者 (学識経験者)
7	兒 山 幸	玉野市立八浜中学校長	学校教育関係者 (中学校)
8	貞 利 園 美	多津美公民館指導員	社会教育関係者 (公民館)
9	佐 藤 哲 弘	高梁市教育委員会社会教育課生涯学習係長	社会教育関係者 (市町村)
10	白 岩 将 伍	あわくら会館前副館長	社会教育関係者 (公民館)
11	中 川 雅 子	岡山県議会	学識経験者
12	中 野 留 美	浅口市教育委員会教育長	学校教育関係者 (市町村)
13	平 井 美 佳	(株) 山陽新聞社論説委員	学識経験者 (報道)
14	三 船 昌 行	真庭市社会教育委員会議議長	社会教育関係者
15	森 分 志 学	NPO法人だっぴ代表理事	社会教育関係者 (NPO・大学生支援)

## 岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員の会議 第三回会議 出席者名簿

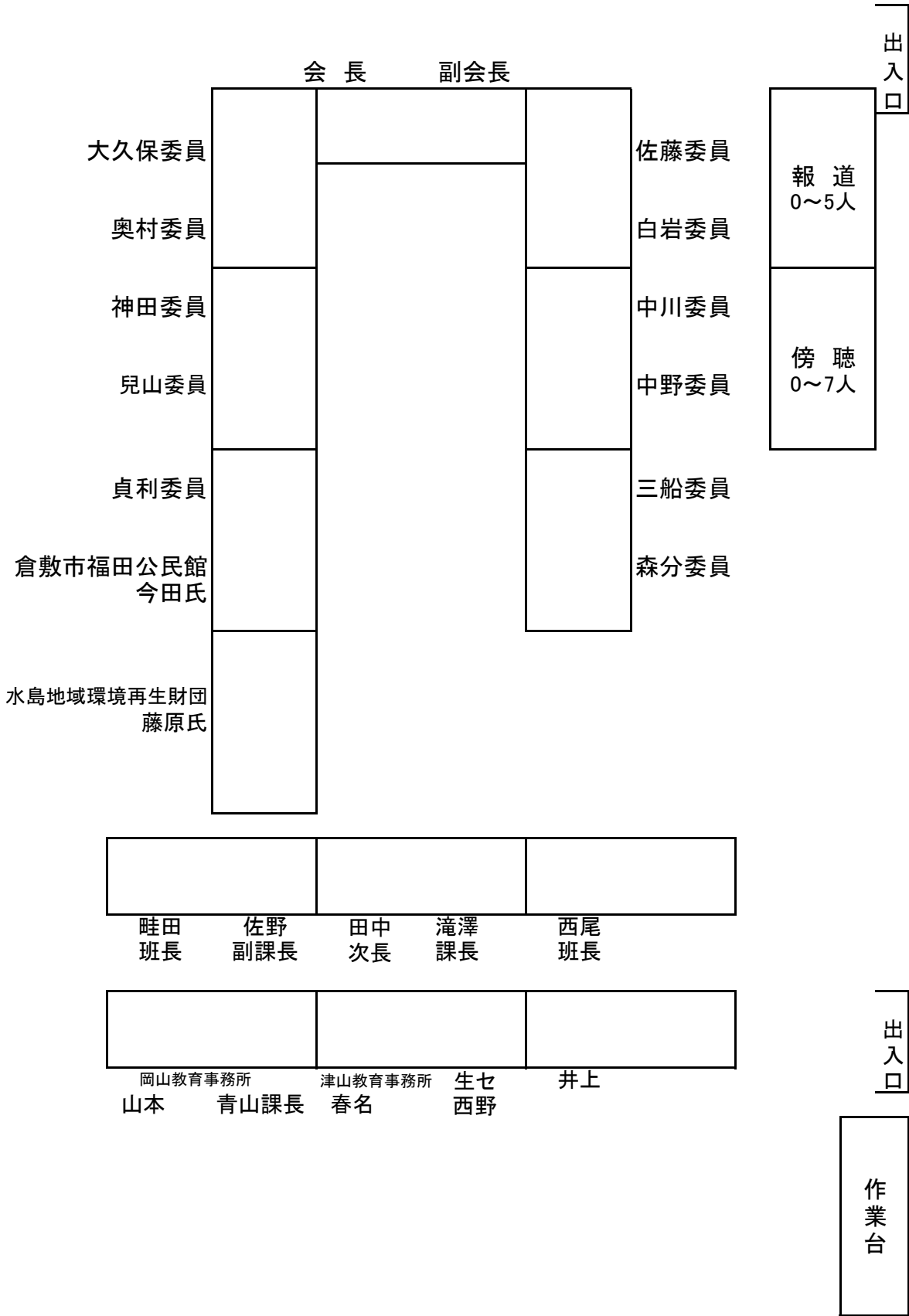
番号	氏 名	役 職 名
1	大久保 陽平	クラモクホールディングス(株)代表取締役社長
2	奥村 美恵	(一社) やかげ小中高子ども連合事務局
3	神田 敏和	岡山県PTA連合会会長
4	熊谷 慎之輔	岡山県公民館連合会前会長 (岡山大学学術研究院教育学域教授)
5	兒山 幸	玉野市立八浜中学校長
6	貞利 園美	多津美公民館指導員
7	佐藤 哲弘	高梁市教育委員会社会教育課生涯学習係長
8	白岩 将伍	あわくら会館前副館長
9	中川 雅子	岡山県議会
10	中野 留美	浅口市教育委員会教育長
11	平井 美佳	(株) 山陽新聞社論説委員
12	三船 昌行	真庭市社会教育委員会議議長
13	森分 志学	NPO法人だっぴ代表理事

欠席2名(50音順)

### 事務局出席者

1	田中 秀和	教育次長
2	滝澤 幸隆	生涯学習課長
3	佐野 俊貴	生涯学習課副課長
4	西尾 昌平	生涯学習課企画推進班長
5	畦田 真介	生涯学習課社会教育班長
6	井上 裕子	生涯学習課主幹
7	西野 舞子	岡山県生涯学習センター振興課 社会教育主事(主任) 岡山県公民館連合会事務局

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議  
第3回会議配席表



**第 1 3 期岡山県生涯学習分科会及び岡山県社会教育委員の会議**

**議論の整理（第 1 ～ 2 回会議の議論のまとめ）**

**～全ての人のウェルビーイングの実現に向けた公民館の取組～**

令和 6 年 7 月

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議

## はじめに ～ウェルビーイングの実現に向けて～

- 本第13期岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議は、以下に述べるような国の施策の方向性に対応する公民館の在り方を検討し、推進方策を提示するための議論を行った。
- 令和5年6月に閣議決定された国の「教育振興基本計画」では、コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げている。
- ウェルビーイングは、「教育振興基本計画」の中で、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である」と定義されている。
- 令和4年8月にまとめられた「第11期中央教育審議会 生涯学習分科会における議論の整理 ～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～」の中で指摘されているように、生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分なものである。
- 全ての人のウェルビーイングを実現するためには、障害者や外国人、若者、孤独・孤立の状態にある者、高齢者など、誰一人として取り残すことなく、全ての人に、生涯学習・社会教育の学習機会を提供していく必要がある。
- さらに、前述の「議論の整理」の中では、全ての人のウェルビーイングを実現するためには、公民館を子供の居場所としての活用することや、公民館における住民相互の学び合い・交流の促進、公民館と各地方公共団体における関連施設・施策や民間企業等との連携を進めることなど、公民館等の社会教育施設の機能強化を図ることが重要であることが指摘されている。
- 公民館は、我が国固有の地域における総合的な社会教育施設で、住民の生活課題、地域課題の解決等に寄与することを目的として全国に設置され、個人へ学びの場を提供するとともに、住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、生涯学習・社会教育の中心的施設として、地域住民のウェルビーイングの実現に貢献してきた。
- 近年、全国の公民館数は、人口減少や生涯学習・社会教育関係予算の減少などにより年々減少し、職員数の減少や主催事業の減少が見られる。

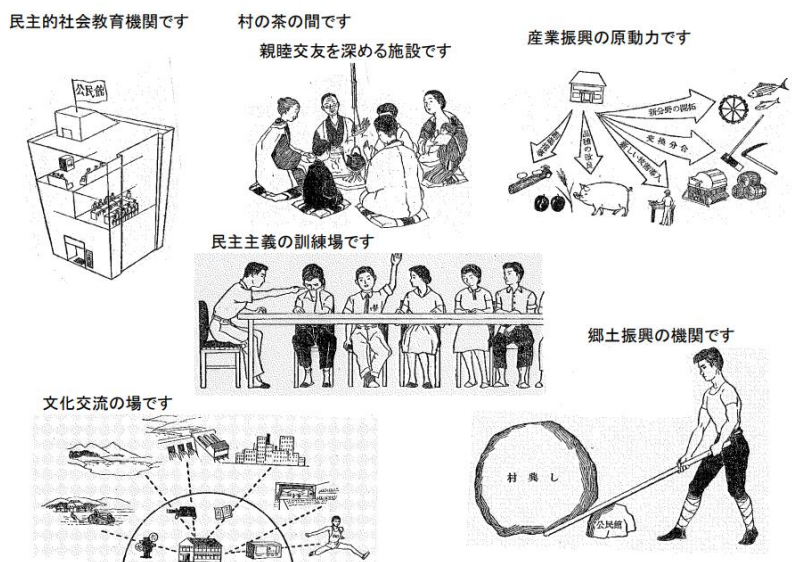
- 岡山県でも、同様の傾向が見られるが緩やかであり、人づくり・地域づくりの中心拠点として、公民館は現在も大きな役割を果たしている。
- 一方で社会の状況は日々変化しており、新型コロナウイルス感染症の流行や情報技術の進歩により、その速度は加速している。
- 岡山県でも、全ての人のウェルビーイングを実現するためには、障害者や外国人、若者など、全ての人に生涯学習・社会教育の学習機会を提供していく必要がある。そのためには、公民館を中心として、福祉や関係部局、NPO等との連携していくことも必要となる。
- また、全ての人のウェルビーイングを実現するためには、デジタルデバイドの解消やICTなどの新しい技術の効果的な活用も重要となる。
- 以上を踏まえ、第13期岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議においては、以下のような論点について検討し、「全ての人のウェルビーイングの実現に向けた公民館の取組」を明らかにするとともに、推進方策をまとめた。

1. 全ての人のウェルビーイングを実現するための施設として、公民館はどのような環境を備えることが望ましいか。
    - ・障害者や外国人、若者等全ての人に生涯学習・社会教育の学習機会を提供していくために必要な環境や連携、体制づくり
  2. 全ての人のウェルビーイングを実現するために、公民館が取組を行う際に意識すべきポイントは何か。
    - ・障害者や外国人、若者等全ての人に生涯学習・社会教育の学習機会を提供していくためのポイント
    - ・「個」が学びによる幸せを感じるとともに、その成果が地域における活動に還元されるためのポイント
- ※ポイントをまとめ評価指標という形で提示できると良い

- 上記の論点を検討する際には、以下のことに注意して進めた。
  - ・地域の実情は市町村ごとに大きく異なるため、人口規模等が異なる公民館の事例を扱う必要があること
  - ・ウェルビーイングの実現は、公民館だけでなく、社会全体で取り組むべきものであるため、公民館からの視点だけでなく、市町村教育委員会等の行政からの視点など、多様な視点から検討すること

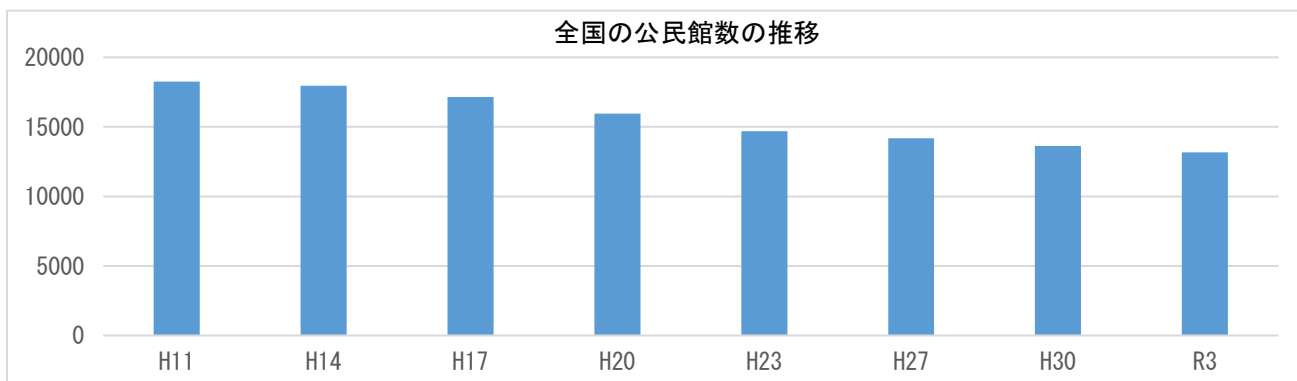
## 1 岡山県の公民館をめぐる現状・課題

- 公民館は、我が国固有の地域における総合的な社会教育施設で、現在は、住民の生活課題、地域課題の解決等に寄与することを目的として、一部の都市を除き全国に設置されている。
- 公民館の目的は、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」（第20条）とされており、これまで公民館は、住民同士が「つどう」「まなぶ」ことで、個人の学びを促進するだけでなく、地域住民間のつながりを促進し、また、人と人を「むすぶ」ことで、人づくり・地域づくりに貢献してきた。



▲寺中作雄著『公民館の建設—新しい町村の文化施設』より

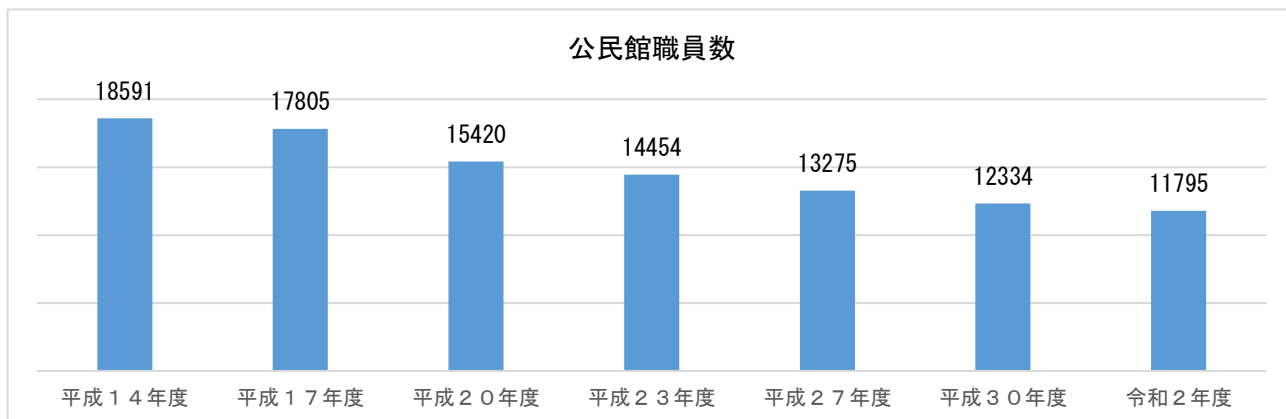
- 近年、全国的には、公民館数は年々減少し、令和3年度には、全国で約 13,200 館となっているが、地域の防災拠点としての役割や地域運営組織の活動基盤となる役割など、公民館が求められる役割は増加している現状がある。



(出典：社会教育調査)

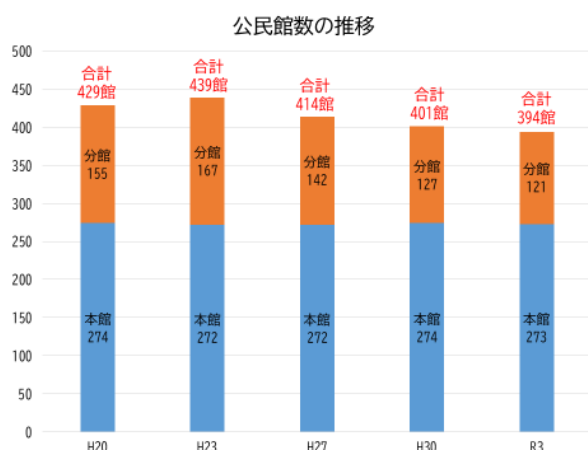


- 一方で、職員数の減少や主催事業の減少が見られるなど、厳しい状況に置かれている公民館も多く存在している。

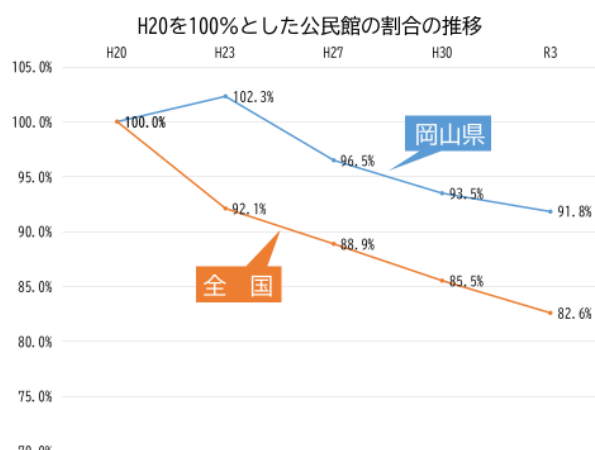


(出典：社会教育調査)

- 岡山県内でも全国と同様に、公民館数の減少や職員数の減少が見られるが、減少の割合は全国の割合に比べると緩やかではある。



(出典：社会教育調査)



(社会教育調査より作成)

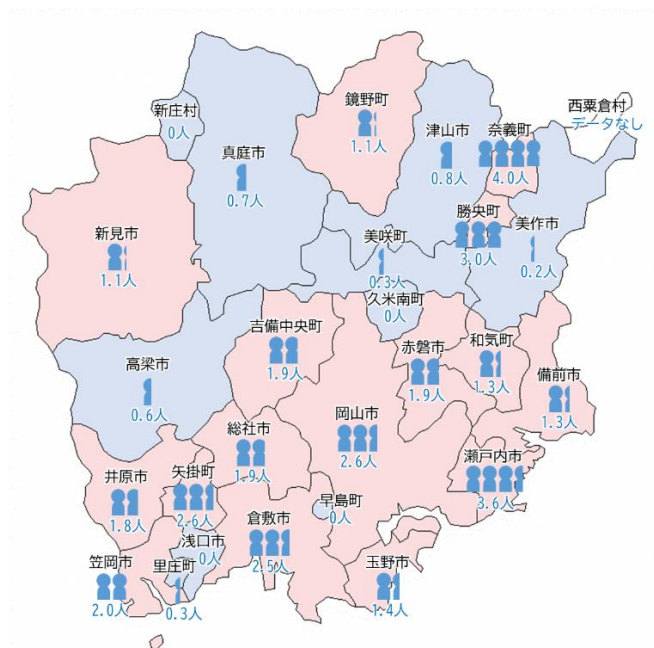
- しかし、公民館数が大きく減少したり、1公民館あたりの専任の職員数が1人を下回ったりしている市町村も存在するなど、県内でも大きな差が見られている。

- 公民館の対象別学級・講座数としては、成人一般対象のものが多く、青少年対象の事業が少ない状況にある。また、障害をもった方を対象とした事業を行っている公民館の割合は約8%<sup>\*1</sup>と少ない。全ての人のウェルビーイングを実現していくためには、子ども・若者に対する取組や障害をもった方への取組を進めてく必要がある。

- 岡山県内の公民館の数は減少しており、また、職員配置も苦しい状況にあり、公民館だけでなく、全ての人のウェルビーイングを実現するためには、NPOや民間等と連携し、公民館を中心としたネットワークを構築していく必要がある。

<sup>\*1</sup>…令和5年度公民館実態調査(岡山県公民館連合会が実施)による。障害をもった方を対象とした事業を行っていると回答した公民館数は271館中21館であった。

市町村別 1館あたりの平均専任職員数（R5年5月1日現在）



※背景が青色の市町村は、専任職員数が1人を切っている市町村。背景が赤色の市町村は、専任職員数が1人を超えている市町村。

※岡山県教育庁生涯学習課「生涯学習・社会教育行政便覧」より作成



(出典：社会教育調査)

## 2 全ての人のウェルビーイングを実現する公民館の取組

### ①全ての人のウェルビーイングを実現するための施設として必要な公民館の環境や連携・体制づくりについて

- 公民館を統括する市町村教育委員会等が、目指す方向性や役割を共有することで、一部の公民館の取組でなく、公民館全体の取組を高めることができる。
- 今後、全ての人のウェルビーイングを実現する公民館となるためには、各関係機関や大学、中学校・高等学校、NPO、企業等との連携が必要不可欠である。公民館を統括する市町村教育委員会等は、各関係機関や大学、中学校・高等学校、NPO、企業などへの働きかけを行っていく必要がある。
- 特に、地理的に公民館が遠い学区においては、公民館以外にも、社会教育施設や民間施設など様々なところと連携しながら地域全体で生涯学習・社会教育の推進方策を検討する必要がある。
- 公民館の取組を充実させるためには、館長等への研修体制の構築や、職員の配置を進めていく必要がある。

### ②全ての人のウェルビーイングを実現するために、公民館が取組を行う際に意識すべきポイント

- 小学生は、地域と繋がりやすく、高校生も総合的な探究の時間等で地域参画等について学習する機会も増えているが、中学生や大学生は地域と関わる機会が少ない状況がある。地元の中学校と連携して、中学生にボランティアとして活動に参加してもらったり、大学生のインターンシップを積極的に受入れ、大学生による企画数を増やしたりすることで、社会教育活動への参加窓口を広げることができる。このように、公民館活動で、子ども・若者のウェルビーイングを向上させるためには、ターゲットを明確にして取組みを進めることや、参加してもらっただけでなく、参画してもらっただけでなく、参画してもらう視点が必要である。
- 全ての人のウェルビーイングを実現させるためには、公民館に来館してもらうことそのものを目的とするのではなく、公民館で学び、繋がりを広げた者が地域で活動し、公民館という場所に限らず、生涯学習・社会教育活動が行われることが理想であり、取組が終わった後も、その効果が持続・波及していくようにすることが必要である。  
そのためには、公民館職員が中心的な役割を果たすのではなく、住民の自立的活動に向けて公民館職員はアシストに徹することが重要である。その際には、既存行事と合同開催する等、地域の方の過度な負担とならないよう工夫することも必要である。
- 子どもが公民館と繋がることをきっかけにその親である青年世代も公民館と繋がることを期待される。

- これからは公民館職員の意識を変え、内部職員で完結するのではなく、外部の機関等と連携し、役割を分担しながら活動を広げていく必要がある。公民館が先導はしつつ、公民館以外の場所でも生涯学習・社会教育活動が行われるようにしていくことが重要である。

### ＜事例＞岡山市公民館振興室の取組

- 岡山市立公民館は、中学校区に1館の公民館を配置し、37の公民館及び21の分館がある。各公民館に館長1名、事業担当者2名（1名は社会教育主事、1名は公民館主事）、夜間事務1名、地域担当職員（市民協働局採用）1名を配置している。また、公民館振興室を設置し、各公民館の活動を支援している。

- 公民館基本方針を「ともに わたしたちが 未来をつくる 開かれた公民館 ～出会う つながる 学び合う 活躍する～」とし、すべての人に開かれ、地域から世界へと開かれた自由な学び合いにより、多様なつながりが生まれ、社会の問題をわたしたちのこととしてとらえ、学びと実践を繰り返しながら未来へと一步一步進み、一人ひとりの人生を豊かに、そして、持続可能な社会づくりに貢献する公民館を目指している。

- 取組の重点として、「未来をつくる」を掲げ、共生のまちづくり、地域防災、若者をキーワードに、主催講座の重点を10分野として取組を進めている。



- 「やさしい日本語」教室

共生のまちづくりの推進に向けた取組。「やさしい日本語」とは何かを理解し、外国人との対話において活用していくようになることを目指す。地域住民と一緒に学び交流することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指している。



- 「チーム灘」（岡山市立灘崎公民館）

次世代への地域活動継承に向けた取組として、中学生・高校生らが、地域や社会課題を知り、主体的に参画する事業や参画の機会を増やしている。灘崎公民館では、「チーム灘」として灘崎中学校区在住の中学生が、自分たちの住んでいる地域の中でボランティア活動をするを通して、様々な世代の人々と交流し、視野を広げ、多様な考え方を身に付けている。また、高校生になっても引き続き登録してもらい、継続的な活動となるようにしている。



- 「高島おしゃべりシェア会」(岡山市立高島公民館)  
地域の30代・40代の人が、自分の夢や活動について話し、意見交換をする会。地域の中で、知らない人同士が安心して出会う場となっている。この会が基になり、新たな活動へと発展している。
- 事業を推進していくために、公民館振興室では、毎年事業運営方針を示し、各公民館では運営方針をもとに館の重点取組を決めている。目指す方向性や役割を共有することで、一部の公民館の取組でなく、公民館全体の取組を高めることができている。
- 館長会、主事会等での研修や新任研修、分野別研修、NPOからの提案を一緒に考える協働推進研修などを実施している。
- 職員ワーキングチームを組織し、公民館全体の取組推進のためのモデル事業の検討などを実施している。
- 各関係機関や大学、中学校・高等学校、NPO、企業などへの働きかけを行い、連携を深めている。少し先を展望して、今必要とされるテーマに住民や、企業・団体等と協働して取組を行っている。



<事例>岡山市立西大寺公民館「雄神みんなで学校ごっこ」

○ 岡山市立西大寺公民館では、地域の子どもをみんなで守り育てる意識が強いこと、地域の歴史や文化、伝統行事を大切に思い、次の世代へ繋いでいきたいこと、地域活動の次の担い手を育成していきたいことなどを地域の方から聞き取り、地域の方ができることを色々持ち寄り、子どもたちと楽しむイベントで、担い手候補を発見する事業、「雄神みんなで学校ごっこ」を企画した。

○雄神コミュニティ協議会で、実施を提案し、雄神小学校の全教職員に公民館から説明をしたり、先行して実施をしていた播磨町のみんなで学校ごっこ学習会を開催したり、実施に向けて、コミュニティ協議会の役員や中学生ボランティア、公民館職員等で実行委員会を結成したりして、準備を進めた。

開始式	9:15- 雄っ子堂でおいまそ	9:30- 雄っ子堂でおいまそ	9:45- 雄っ子堂でおいまそ
移動	先ずらみ	みんなのへや	ゆうぜしつ
1時間目	いーまはあそびをしよう(歌あそび)	いーまはあそびをしよう(歌あそび)	いーまはあそびをしよう(歌あそび)
2時間目	あそびの準備	あそびの準備	あそびの準備
3時間目	あそびの準備	あそびの準備	あそびの準備

○全戸にセンセイ募集のチラシを配布し、小学生がセンセイの教室が3つ、高校生がセンセイの教室が1つ、大人がセンセイの教室が5教室となり、実施した。

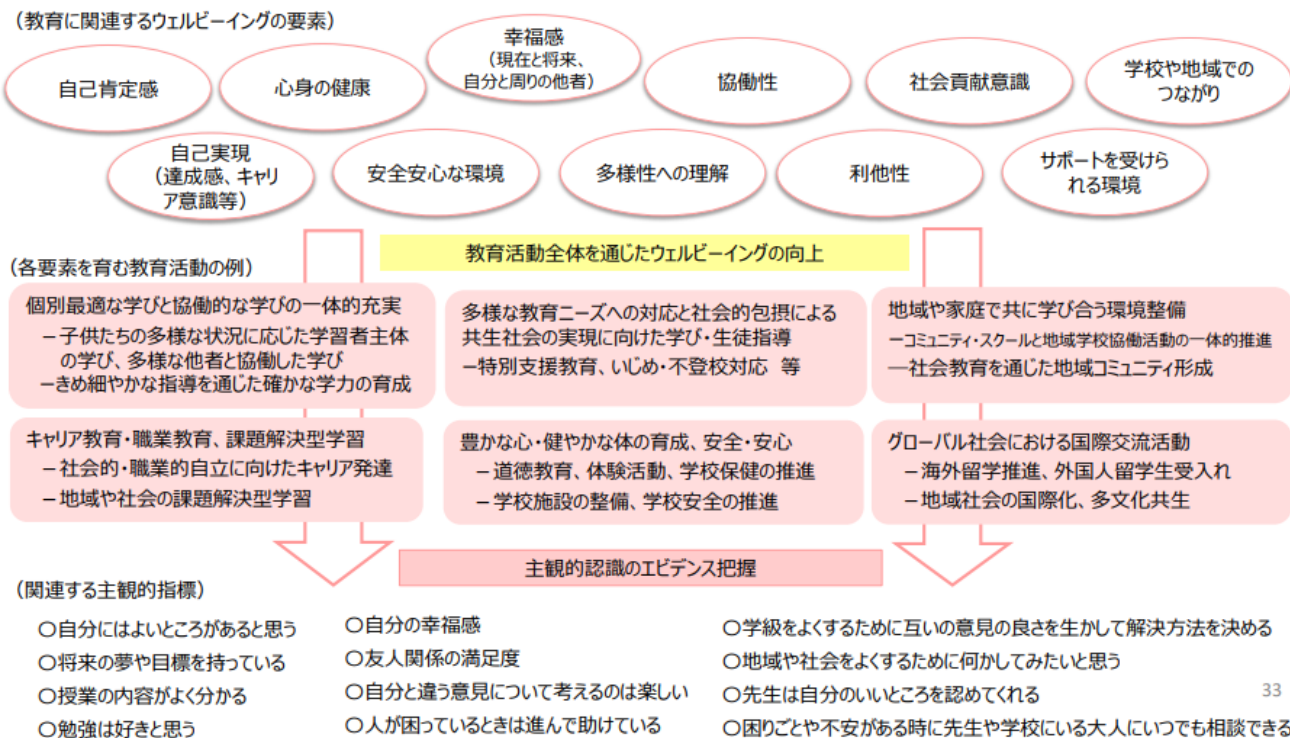


○参加した子どもたちがさまざまな体験を通じて、多世代の地域の人と交流ができた。また、地域の中に毎年開催しようという意思が芽生えている。

## ウェルビーイングの指標について

### 1 中央教育審議会でのウェルビーイングの構成要素

○ 教育振興基本計画の参考資料・データ集には、教育に関連するウェルビーイングの構成要素として、以下のものが掲載されている。



(文科省「次期教育振興基本計画 参考資料・データ集」より)

### 2 OECDのウェルビーイング指標

○ OECDのウェルビーイング指標は右のようになっている。特に、「社会とのつながり」や「主観的幸福」が考えられる。

OECD「How's Life Measuring Well-being」(ヘッドライン指標)	
所得と資産	家計の調整純可処分所得 家計の純金融資産
仕事と報酬	就業率 (15~64歳人口に占める就業者の割合) フルタイム雇用の平均年間報酬 失業可能性 (年間失業流入率) 長期失業率 (労働力人口に占める1年以上の失業者の割合)
ワーク・ライフ・バランス	長時間労働 (日常的に週50時間以上働く雇員の割合) レジャーとパーソナルケアの時間 (フルタイム就業者が1日に費やす時間)
住居	1人当たり部屋数 住居費 (可処分所得に占める住宅の取得・維持に関する費用) 基本的な衛生設備の欠如 (世帯専用の屋内水洗トイレのない住宅に住む割合)
環境の質	水質に他する満足度 大気中のPM2.5の年間曝露量 (1m当たりμg数)
健康状態	出生時平均余命 主観的健康状態
教育と技能	学歴 (25~64歳における後期中等教育以上の修了者割合) PISAの平均スコア PIAACの平均習熟度
市民参加とガバナンス	投票率
社会とのつながり	社会的ネットワークによる支援 (いざというときに頼りになる身内や友人がいると回答した人の割合)
生活の安全	暴行死率 (人口10万人当たり) 自己報告による暴行被害率
主観的幸福	生活満足度

(文科省「次期教育振興基本計画 参考資料・データ集」より)

### 3 デジタル庁 地域幸福度 Well-Being 指標

- デジタル庁の地域幸福度 Well-Being 指標は、主観指標と客観指標から構成されており、「生活環境」「地域の間人関係」「自分らしい生き方」の3つの因子群により構成されている。

#### 主観指標【アンケートによる主観データ】

#### 幸福度・生活満足度を計る4つの設問

1 現在、あなたはどの程度幸せですか？

2 現在、あなたの町内（集落）の人々は、  
大体において、どれくらい幸せだと思いますか？

3 現在、あなたの住んでいる地域の暮らしに  
どの程度満足していますか？

4 自分だけでなく、身近な周りの人も楽しい  
気持ちを持っていると思う

+

#### 3つの因子群

※因子群は合計24のカテゴリーに細分化されます。

##### 生活環境

医療・福祉 買物・飲食 住宅環境 移動・交通 遊び・娯楽  
子育て 初等・中等教育 地域行政 デジタル生活 公共空間  
都市景観 自然景観 自然の恵み 環境共生 自然災害  
事故・犯罪

##### 地域の間人関係

地域とのつながり  
多様性と寛容性

##### 自分らしい生き方

自己効力感 健康状態  
文化・芸術  
教育機会の豊かさ  
雇用・所得 事業創造

#### 客観指標【オープンデータによる客観データ】

#### 3つの因子群

※因子群は合計24のカテゴリーに細分化されます。

##### 生活環境

医療・福祉 買物・飲食 住宅環境 移動・交通 遊び・娯楽  
子育て 初等・中等教育 地域行政 デジタル生活 公共空間  
都市景観 自然景観 自然の恵み 環境共生 自然災害  
事故・犯罪

##### 地域の間人関係

地域とのつながり  
多様性と寛容性

##### 自分らしい生き方

自己効力感 健康状態  
文化・芸術  
教育機会の豊かさ  
雇用・所得 事業創造

(デジタル庁「デジタル田園都市国家構想実現に向けた地域幸福度 (Well-Being) 指標の活用」HP より

<https://well-being.digital.go.jp/>)

- また、主観評価指標、客観評価指標の具体的な内容は、次ページのようになっている。

# 主観（ウェルビーイング）評価指標 ～ 全50問

## 地域における幸福度・生活満足度（4）

- 現在、あなたはどの程度幸せですか？
- 現在、あなたの町内（集落）の人々は、大体において、どれくらい幸せだと思いますか？
- 現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか。
- 自分だけでなく、身近な周りの人も楽しい気持ちでいると思う

### 生活環境（16）

- 医療・福祉（2）**
  - 医療機関が充実している（利便性）
  - 介護・福祉施設のサービスが受けやすい
- 買物・飲食（2）**
  - 日常の買い物に全く不便がない（利便性）
  - 飲食を楽しめる場所が充実している
- 住宅環境（3）**
  - 自宅には、心地よい居場所がある（居住空間）
  - 【逆】自宅の周辺では、騒音に悩まされている（秩序）
  - 適度な費用で住居を確保できる
- 移動・交通（1）**
  - 公共交通機関で好きな時に好きなところへ移動ができる
- 遊び・娯楽（1）**
  - 楽しい時間を過ごせる娯楽施設がある
- 子育て（2）**
  - 子育て支援・補助が手厚い
  - 子どもたちがいきいきと暮らせる
- 初等・中等教育（2）**
  - 教育環境（小中高校）が整っている
  - 通学しやすい場所に学校がある
- 地域行政（2）**
  - 地域の行政は、地域のことを真剣に考えている（地域行政）（社会関係資本）
  - 公共施設は使い勝手良く便利である（利便性）
- デジタル生活（2）**
  - 行政サービスのデジタル化が進んでいる
  - 仕事や日常生活の場でデジタルサービスを利用しやすい
- 公共空間（2）**
  - 地域の雰囲気は、自分にとって心地よい（相性）
  - まちなか、公園、川沿い等で、心地よく歩ける場所がある
- 都市景観（1）**
  - 自慢できる都市景観がある
- 自然景観（1）**
  - 自慢できる自然景観がある
- 自然の恵み（2）**
  - 身近に自然を感じることができる（自然）
  - 暮らしている地域の空気や水は澄んでいてきれいだと感じる（自然）
- 環境共生（1）**
  - リサイクルや再生可能エネルギー活用等、環境への取組みが盛んである
- 自然災害（1）**
  - 暮らしている地域では、防災対策がしっかりしている。
- 事故・犯罪（2）**
  - 防犯対策（交番・街灯・防犯カメラ、住民の見守り等）が整っており、治安がよい
  - 歩道や信号が整備されていて安心である

### 地域の人間関係（2）

- 地域とのつながり（5）**
  - 私は同じ町内に住む人々を信頼している（社会関係資本）
  - 地域活動（自治会・地域行事・防災活動等）への市民参加が盛んである（社会関係資本）
  - 困ったときに相談できる人が身近にいる（つながり・感謝）（社会関係資本）
  - 町内の人が困っていたら手助けする（向社会的行動）
  - このまちに愛着を持っている（一体感）
- 多様性と寛容性（5）**
  - 町内にはどんな人の意見でも受け入れる雰囲気がある（異質性・多様性）
  - 私は見知らぬ他者であっても信頼する（異質性・多様性）（過干渉・不寛容）
  - 私は、町内（集落）の人が自分と違っていてもいいと思う（一体感）（過干渉・不寛容）
  - 女性が活躍しやすい
  - 若者が活躍しやすい

### 自分らしい生き方（6）

- 自己効力感（1）**
  - 自分のことを好ましく感じる（一体感）
- 健康状態（2）**
  - 身体的に健康な状態である（健康）（地域の幸福）
  - 精神的に健康な状態である（健康）（地域の幸福）
- 文化・芸術（2）**
  - 文化・芸術・芸能が盛んで誇らしい（ダイナミズム・誇り）
  - 将来生まれてくる世代のために、良い環境や文化を残したい（多世代共創）
- 教育機会の豊かさ（1）**
  - 学びたいことを学べる機会がある
- 雇用・所得（2）**
  - やりたい仕事を見つけやすい
  - 適切な収入を得るための機会がある
- 事業創造（1）**
  - 新たなことに挑戦・成長するための機会がある（ダイナミズム・誇り）（モチベーション）

（デジタル庁「地域幸福度（Well-Being）指標活用ガイドブック」より）

# 都道府県版 暮らしやすさ客観指標のカタログ

・指数を構成するKPIは36、37ページで参照  
 ・(-)のあるKPIは高い方が偏差値が低く算出  
 ・下線“\_”は、市区町村版と共通のKPI

## 生活環境（16）

- 医療・福祉**
  - 特定健康診断受診率
  - スポーツ行動者率
  - 喫煙率(-)
  - 人口あたり生活習慣病受療者数(-)
  - 人口あたり気分障害（うつ等）受療者数(-)
  - 可住地面積あたり医療施設数
  - 人口あたり医療施設数
  - 人口あたり産科・産婦人科医師数
  - 人口あたり児童福祉施設数
  - 人口あたり障害者支援施設数
  - 可住地面積あたり介護施設数
  - 人口あたり介護施設数
  - 人口あたりホームヘルパー数
- 買物・飲食**
  - 可住地面積あたり小売店舗数
  - 人口あたり小売店舗数
  - 可住地面積あたりコンビニエンスストア数
  - 人口あたりコンビニエンスストア数
- 住宅環境**
  - 平均価格(住宅地)(-)
  - 一戸建の持ち家の割合
- 移動・交通**
  - 可住地面積あたり駅・バス停数
  - 人口あたり駅・バス停数
  - 職場までの平均通勤時間(-)
  - 道路整備率
- 遊び・娯楽**
  - 余暇時間
  - 教養・娯楽サービス支出
  - 可住地面積あたり映画館数
- 子育て**
  - 保育所まで1km未満の住宅割合
  - 可住地面積あたり地域子育て支援拠点箇所数
  - 児童保育設置率
  - 歳出総額における教育費の構成比
  - 人口あたり待機児童数(-)
  - 合計特殊出生率
- 初等・中等教育**
  - 可住地面積あたり小学校数
  - 可住地面積あたり中学校数
  - 可住地面積あたり高等学校数
  - 施設あたり小学生数(-)
  - 施設あたり中学生数(-)
  - 施設あたり高校生数(-)
  - 教員一人あたりの児童生徒数(-)
  - 遠隔教育実施率
  - 小中学生の自己肯定感
  - 小中学生の自ら学ぶ態度
  - 自分の考えを深める学生
  - 将来に目標を持つ学生
  - 子どものチャレンジ率
  - 進んで助ける学生
  - 子供の体力・運動能力水準以上
  - 学力水準
  - 不登校児童数(-)
- 地域行政**
  - 人口あたり図書館借出者数
  - 人口あたり博物館入館者数
  - 人口あたり体育施設利用者数
  - 地域財政指数
- デジタル生活**
  - 自治体DX指数
  - デジタル政策指数
  - デジタル生活指数
- 公共空間**
  - 可住地面積あたり都市公園数
  - 人口あたり都市公園数
  - 可住地面積あたり市民農園面積
  - ウォーカブル指数
- 都市景観**
  - 都市景観指数
- 自然景観**
  - 自然景観指数
- 自然の恵み**
  - 食料生産ポテンシャル
  - 水供給ポテンシャル
  - 木材供給ポテンシャル
  - 炭素吸収量
  - 蒸発散量
  - 地下水涵養量
  - 土壌流出防止量
  - 窒素除去量
  - リン酸除去量
  - NO<sub>2</sub>吸収量
  - SO<sub>2</sub>吸収量
  - 洪水調整量
  - 表層崩壊からの安全率
  - 緑地へのアクセス度
  - 水域へのアクセス度
  - オートキャンプ場への立地
- 環境共生**
  - 公害苦情件数(典型7公害)
  - 人口あたり再生エネルギー
  - 人口あたりエネルギー消費量(-)
  - 人口あたりCO<sub>2</sub>排出量
  - 食料自給率
- 自然災害**
  - 外水氾濫危険度
  - 高潮危険度
  - 土砂災害危険度
  - 地震動危険度
  - 津波危険度
  - ハード対策
  - 避難・救助
  - 要配慮者支援
  - 防災教育
  - 防災まちづくり
  - 情報・デジタル防災
- 事故・犯罪**
  - 人口あたり交通事故件数(-)
  - 人口あたり刑法犯認知件数(-)

（デジタル庁「地域幸福度（Well-Being）指標活用ガイドブック」より）



## 都道府県版 暮らしやすさ客観指標のカatalog

・指数を構成するKPIは36、37ページで参照  
 ・(-)のあるKPIは高い方が偏差値が低く算出  
 ・下線“\_”は、市区町村版と共通のKPI

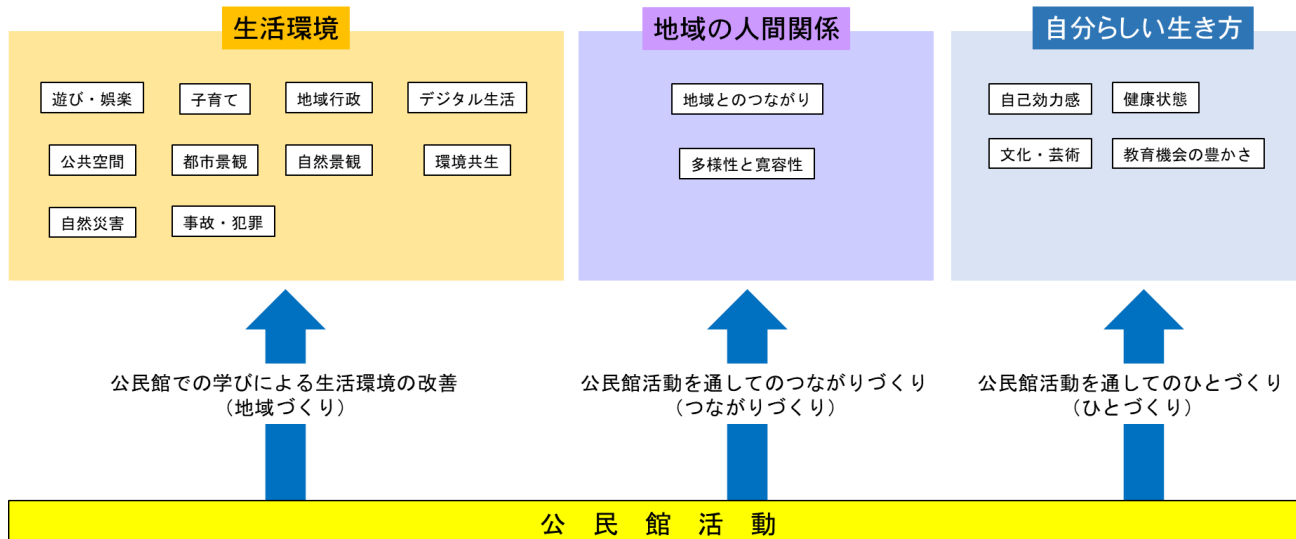


30

(デジタル庁「地域幸福度 (Well-Being) 指標活用ガイドブック」より)

### 4 岡山県版 公民館 Well-Being 指標 (案) について

- 1～3の指標と公民館の関係を考えると、公民館活動は、全ての因子に影響を与えていることが伺える。



- 関係する因子や審議内容を元に、全ての人のウェルビーイングを実現する公民館の取組をチェックシートのような形でまとめることができないか検討を行っていく。

(評価指標の例)

- ・ 地域資源について地域住民に知らせる取組を行っている
- ・ 関係機関やNPO、企業・団体等、地域にある資源を活用した学びが行われている 等

## 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
  - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
  - 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

## 岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

- 第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

- 第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

## 社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### 岡山県社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期に関する条例（抜粋）

（委員の委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、岡山県教育委員会が委嘱する。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、15名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、岡山県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解嘱することができる。

附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### 岡山県社会教育委員の会議に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県社会教育委員（以下「委員」という。）をもつて構成される岡山県社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議に、議長及び副議長各一名を置き、委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は、委員としての在任期間とする。

3 議長は、会議を主宰する。議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

第3条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（専門部会）

第4条 会議に、議長が指名する委員をもつて構成する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会議から付託された事項の調査及び審議を行う。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選により定める。

4 部会長は、部会を招集し、主宰する。

5 部会長に事故のあるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（事務）

第5条 会議に関する事務は、教育庁生涯学習課においてつかさどる。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

(1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。

(2) 会議室の状況により傍聴人数の定員を設定します。傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

(1) 酒気を帯びていると認められる場合

(2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合

(3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 飲食すること。

(3) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。

(5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること。

(7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。



## 岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 議事運営等に関する申し合わせ事項

### 1 議事運営について

- (1) 会議は公開とする。ただし、会長が認めたときは非公開とすることができる。
- (2) 審議の経過及び結果の発表が必要な場合は、会長又は会長の指名する者が行う。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

### 2 議事要旨について

- (1) 議事要旨は公開とし、後日県のホームページに掲載する。